参加費無料

越谷しらこばと基金助成事業
しらこばとセミナー

働きかたでかわる
女性の年金・税金
そしてその対策

社会保険加入の条件が変更され、現在の税金だけを考え働く「時間」や、「金額」を調整することが必ずしも正しいことだとは限りません。将来的に年金受給なども含めて総合的にどんな働きかたがいいのか考えてみる機会にしましょう。

平成29年 11月26日(日) 13時～15時

《場所》越谷市中央市民会館　第2・3会議室　(参加費無料)

※持ち物　計算機能のあるスマホ、または計算機

講師

黒須かおり 氏

FPOfficeRapport 代表。
女性のためのマネー & キャリアコンサルタント。
ライフプラン、キャリアプラン、マネープランの総合的アドバイスを行っている。

国枝ゆたか 氏

くにえだ FP 事務所代表。
社会保険や税金、住宅ローン等、知らないと損をするお金の知識を伝え「賢い生活者」を増やす活動を行うファイナンシャルプランナー。

《主催》特定非営利活動法人わぁくらいふさぽーたー
〒343-0843 埼玉県越谷市蒲生茜町 25-1-1A　TEL：048-940-0762　FAX：048-940-0741
E-mail：info@work-life-supporter.org

裏面に申込書があります。

特定非営利活動法人
わぁくらいふ さぽーたー

しらこばとプチ情報

配偶者控除改正で得する人損する人

パートなどで働く場合は、たくさんの壁があります。103万円の壁、106万円の壁。そして2018年度から新たに改正されるのが150万円の壁です。この壁は税法上の扶養の壁で、世帯主の収入に影響があります。自分の家庭の場合はどうなのか、2018年からの働き方を、一足早く検証しましょう。

ケガや病気でパートの収入がゼロに！そんなときはどうする？

健康保険に加入していると、**業務外の事由により**ケガや病気で働けなくなった時に、最大1年6ヶ月間支給される「傷病手当金」という制度があります。健康保険の扶養者や国民健康保険にはない健康保険特有の制度があります。

申し込み方法

参加申込書を記入したものをFAXでお送りいただくか、メールにてお申し込み下さい。

FAX 048-940-0741

E-mail info@work-life-supporter.org

※計算機能のあるスマホ、または計算機を持参してご参加下さい。

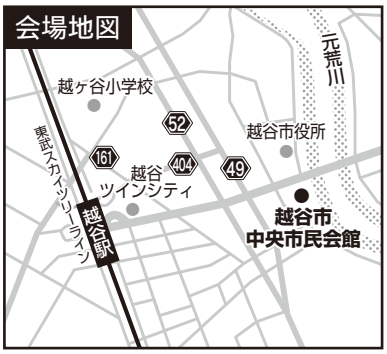

越谷市中央市民会館　第2・3会議室

お問い合わせ先：特定非営利活動法人わぁくらいふさぽーたー

〒343-0843 埼玉県越谷市蒲生茜町 25-1-1A
TEL：048-940-0762　FAX：048-940-0741
E-mail：info@work-life-supporter.org

参加申込書　FAX 048(940)0741

フリガナ	
氏　　名	
住　　所	〒　　-
携帯電話番号	
メールアドレス	

※参加申込書に記載いただいた個人情報は、本セミナーの連絡以外には一切使用しません。　※全ての欄にご記入ください。